

関 係 各 位

輸出貿易管理令の一部改正について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令について一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域から大韓民国を削除する。

2. 公布日・施行日

- ・ 公布日：令和元年 8 月 7 日（水）
- ・ 施行日：令和元年 8 月 28 日（水）

詳細については、経済産業省ホームページをご覧ください。

（経済産業省ニュースリリース）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190802001/20190802001.html>

（制度の概要と今回の見直しの内容）

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/export\\_control\\_korea/pdf/gaiyo\\_jp.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/export_control_korea/pdf/gaiyo_jp.pdf)

（包括許可取扱要領）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/190807\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/190807_1.pdf)

【経済産業省 問合せ先】 貿易経済協力局 貿易管理課  
（電話：03-3501-0538）

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第 4 部門  
電話：03-3599-6341